

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員が、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定し、実施する。

1. 行動期間

2025年4月1日～2030年3月31日（5年間）

2. 行動計画に掲げる目標と取組内容

(1) 【目標】

計画期間内に、育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性教職員：5人以上 女性教職員：85%以上

取得率とは：
$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等をした職員の数}}{\text{計画期間内に出産した職員の数}}$$

【取組内容】

① 男性の子育て目的の休暇の取得促進

育児・介護休業法および雇用保険法に基づく育児休業給付等の諸制度について、新任研修等によって教職員に周知・啓発する。

② 仕事と子育ての両立を支援

産前・産後休暇後に復帰する教職員及び育児休業後に復帰する教職員について、所定外労働の免除、勤務時間の短縮などの支援をする。

3. 教職員の育児休業等の取得率について

	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
男性 (※1)	0%					
女性 (※2)	100%					

なお、前年度以前に子が生まれたが、当年度になって育休を取得した職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。

※1 男性教職員の算出方法

(当該年度に育児休業等をした男性教職員の数÷育児目的休暇を利用した男性教

職員の数の合計数) / 当該年度に配偶者が出産した男性教職員の数

※2 女性教職員の算出方法

当該年度に育児休業をした女性教職員の数 / 当該年度に出産した女性教職員の数

4. 教職員の月平均時間外労働時間の状況

	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
男性	17時間 35分					
女性	12時間 51分					